

# いのち支える青森県自殺対策推進本部設置要綱

## (目的)

第1 すべての県民がかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない青森県」の実現を目指して、「生きることの包括的な支援」として誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられるよう総合的な施策の推進を図ることを目的とし、いのち支える青森県自殺対策推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する施策の推進、連携及び調整に関すること。
- (2) その他自殺対策に係る重要事項に関すること。

## (組織)

第3 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、副本部長は健康福祉部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

## (幹事会)

第5 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は健康福祉部長をもって充て、副会長は、障害福祉課に係る事務を整理する健康福祉部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が主宰する。
- 8 会長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

## (庶務)

第6 推進本部の庶務は、障害福祉課において処理する。

## (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

別表第1（第3関係）

副知事（健康福祉部を所管しない副知事）

総務部長

企画政策部長

環境生活部長

健康福祉部長

商工労働部長

農林水産部長

国土整備部長

危機管理局長

観光国際戦略局長

エネルギー総合対策局長

出納局長

東青地域県民局長

中南地域県民局長

三八地域県民局長

西北地域県民局長

上北地域県民局長

下北地域県民局長

病院事業管理者

教育長

警察本部長

別表第2（第5関係）

財政課長
人事課長
企画調整課長
県民生活文化課長
青少年・男女共同参画課長
健康福祉政策課長
がん・生活習慣病対策課長
医療薬務課長
保健衛生課長
高齢福祉保険課長
こどもみらい課長
障害福祉課長
商工政策課長
農林水産政策課長
監理課長
防災危機管理課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
東青地域県民局地域連携部長
中南地域県民局地域連携部長
三八地域県民局地域連携部長
西北地域県民局地域連携部長
上北地域県民局地域連携部長
下北地域県民局地域連携部長
病院局運営部経営企画室長
教育庁教育政策課長
教育庁学校教育課長
教育庁スポーツ健康課長
警察本部総務室総務事務推進課長
警察本部生活安全部少年女性安全課長